

「運動による認知症予防セミナー」を開催



自宅でも1人でもできるコグニサイズ
コグニサイズは、運動しながら簡単な計算やしりとりなどをすることで、脳と体の機能を向上させることが期待できます。認知症予防の一つとして、コグニサイズを学んでみませんか。

3の倍数?



対 象 ▼65歳以上の市内在住者
定 員 ▼先着15人
持ち物▼筆記用具、あればスマートフォンまたはタブレット端末
申し込み▼電話で人生100年推進課認知症施策推進係 ☎(260)5612 FAX(262)0999
電話番号を記載し、ファクスも可。

マイナンバーカードの申請を出張受け付け

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請ができる会場を、次のとおり期間限定で設けます。カード作成用の顔写真も無料で撮影できます。所定の本人確認ができない場合は、申請方法などをご案内します。ぜひご利用ください。

初めてマイナンバーカードを申請する人
持ち物▼本人確認書類(あれば通知カード、個人番号カード交付申請書、住基カード)。
※すでに申請したマイナンバーカードの受け取りはできません。詳しくは市のホームページをご覧ください。



対 象 ▼大和市内に住民登録があり、
と き ▼7月25日(月)～31日(日)午前9時～午後7時
ところ ▼イトーヨーカドー大和鶴間店2階催事場(下鶴間1-3-1)
対 象 ▼大和市内に住民登録があり、

70歳以上が対象。ドライブレコーダーで安全運転診断 シルバー・ドライブ・チェックを実施

高齢運転者の事故が多く発生

アクセルとブレーキの踏み間違いや道路の逆走などで、高齢の運転者が加害者となる事故が、全国的に発生しています。
市内でも、昨年発生した交通事故のうち、65歳以上の人が関係する事故は約30件(215件)となっています。

運転に不安はありませんか? これまでに222人が活用した診断をあなたもぜひ!

市は、70歳以上の運転者の交通事故対策として、ドライブレコーダーを活用した安全運転診断を実施しています。これまでに222人が同診断を利用し、市交通安全教育員から安全運転のポイントについてアドバイスを受けました。

「最近、反射神経や判断能力が衰えた気がする」「家族の運転が危険で心配」など不安を感じたら、ぜひご利用ください。

チェックの流れ

- ①ふだん使用する車に、市が貸し出すレコーダーを取り付ける
- ②7月下旬～8月上旬頃に10日間程度運転し、同レコーダーを市に返却
- ③記録された映像を診断
- ④市交通安全教育員が、運転者(家族同伴可)と映像を見ながらアドバイス(9月中旬頃)

対 象 ▼70歳以上の市内在住者
定 員 ▼15人(定員を超えた場合は抽選)
申し込み▼7月15日(金)までに直接または電話で市役所道路安全対策課へ。
※日程などの詳細は個別に通知します。



対 象 ▼市役所道路安全対策課交通安全・自転車対策係 ☎(260)5118 FAX(260)5474

「救急医療情報キット」を「活用ください」

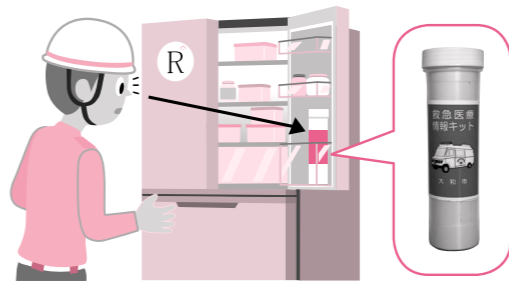
市では、「救急医療情報キット」を市内在住の希望者に無料で配布しています。緊急連絡先や持病、アレルギーなどの情報を記入した救急医療情報シートを同キット内に入れ、もしもの時に救急隊員が見付けやすいよう、冷蔵庫の中に保管してください。

対 象 ▼市内在住者
配布場所▼保健福祉センター医療健診課、市役所介護保険課、ペテルギウス、ポラリス、各学習センター、市消防本部・各分署・各出張所

- 【薬局】くろだ薬局(中央林間3-2-6)、雙葉薬局(中央林間3-11-18)、南林間薬局(南林間1-7-9)、薬局双葉堂(西鶴間5-22-12)、オダギリ薬局本店(大和東1-4-2)、大和ファーマシー(大和東2-5-12)、薬樹薬局光が丘(大和南2-6-8)、ノバ薬局(下和田1-307-1)、大和桜ヶ丘薬局(福田1-10-1)、キラリ薬局高座渋谷店(渋谷5-25-3)【郵便局】大和郵便局、南林間駅前郵便局、大和南林間六郵便局、大和福田郵便局、大和柳橋郵便局、南大和郵便局、大和桜ヶ丘郵便局、中央林間駅前郵便局、鶴間駅前郵便局、相模大塚駅前郵便局、大和

同キットに保管する情報は定期的に更新を

救急医療情報シートの内容は定期的に確認し、変更があった場合にはその情報を更新しましょう。新しいシートは医療健診課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。



見付けやすいよう、冷蔵庫に保管します

対 象 ▼保健福祉センター医療健診課
施設策推進係 ☎(260)5661 FAX(260)1156

8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道の日」です

身近にある道路の役割やルールを確認してみましょう

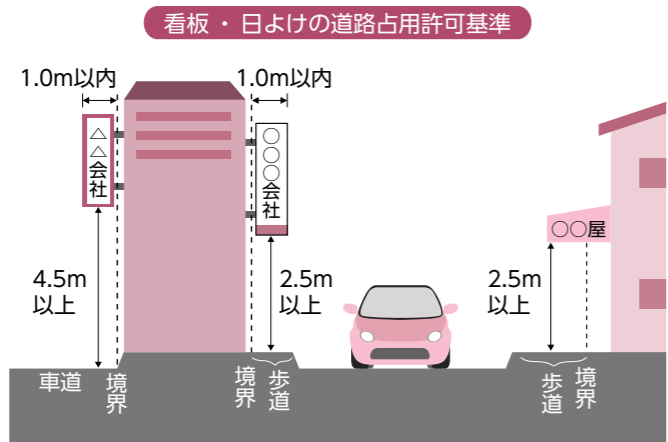
道路は、日常生活になくてはならない大切な公共施設です。現在、市内の市道、県道、国道を合わせた道路延長は約598.7歳です。
安全で快適な道路環境を保つため、この機会に身近にある道路の役割や重要性を見直し、適切な利用をお願いします。

道路占用には許可が必要です

道路を占用する場合は、国、県市など、道路管理者の許可(占用許可)が必要です。基準(下図参照)に従って、必ず申請してください。
なお、次のような路上での私的な行為は、道路法第43条で禁じられています。

- 置き看板や自動販売機の設置
- 道路上にはみ出す形での商品などの陳列
- 電柱や街路樹などへの立て看板の設置や張り紙の掲示
- 車の乗り上げブロックや資材などの設置

対 象 ▼市役所道路管理課許可係 ☎(260)5404 FAX(260)5474



あれば所有者に対する指導や撤去をしています。悪質な違反者は、罰せられることもあります。